

第3次はだの行革推進プラン実行計画における改革内容等の見直し方針

平成29年11月2日策定

平成30年5月1日一部改訂

1 基本的な考え方

第3次はだの行革推進プラン実行計画（以下「実行計画」という。）は、策定当初から「昨今の社会情勢の変化に柔軟に対応した行財政改革を進めるため、改革内容については適宜見直しを図るものとします」としています。

その趣旨に基づき、改革内容の見直しは、変更のみならず、新たな改革内容を実行計画に加え（改革項目の追加）、あるいは廃止（改革項目の廃止）することも含むものとします。

※ 廃止について

改革項目の廃止とは、取組みを行わず、毎年度の進行管理の対象外とし、その旨を「廃止」として明示することを指すものとします。

（5年間を計画期間とする実行計画の総括において検証の対象とするため、廃止した項目も実行計画に掲載したままとします。）

2 見直しの視点

(1) 未設定の実行年度及び目標効果額を設定する

掲載済み項目のうち、実行年度及び目標効果額を「実行に向けた検討状況を踏まえ設定」として掲載している項目を最優先で見直します。

(2) 社会情勢の変化に合わせて改革内容を追加、変更及び廃止する

人口減少・少子高齢化社会に向けた「行政サービスの最適化」を図るなど、社会情勢の変化に応じた改革内容となるよう見直します。

ア 秦野市職員定員最適化計画（平成29年1月策定）に基づく見直し

- (ア) 委託化の推進
- (イ) 任期付職員等の活用
- (ウ) コンプライアンスの推進
- (エ) ICT（情報通信技術）の活用
- (オ) 広域的な行政連携の推進

イ 組織・執行体制ヒアリングに基づく見直し

ウ その他

3 方法

策定方針（平成27年3月31日市長決裁）に合わせて見直す。

- (1) 総合計画後期基本計画、公共施設再配置計画第1期基本計画後期実行プランとの整合を図る
- (2) 次に掲げる新はだの行革推進プランの基本的な考え方を引き継ぐ
 - ア 事業の選択と集中を進めた効率的・効果的な経営
→ 市として重要度の高い事業に資源を集中させる。
 - イ 新しい公共（公共を担う多様な主体）との協働・連携
→ 市民や市民活動団体、事業者等と協働・連携し、それぞれが役割と責任を担い、その特性を活かす。特に、市民の理解と合意形成のプロセスを進行管理の中に位置づける。
- (3) 秦野市行財政調査会からの意見等を参考として見直す
 - ア 行革推進専門部会からの意見等
 - (ア) 第3次はだの行革推進プラン実行計画実行方針等に係る意見書（平成28年12月27日）
 - (イ) 「新はだの行革推進プラン」総括評価報告書（平成28年12月27日）
 - (ウ) その他行革推進専門部会からの意見等
 - イ 他の部会からの意見等
 - (ア) 平成29年度以降、行財政経営専門部会及び最適化支援専門部会から提出された意見等
 - (イ) 各年度行政評価結果報告書

4 事務手続

実行計画策定時の手続きに準じ、(1)原案作成、(2)外部意見の聴取、(3)外部意見を踏まえた改定案を作成するとともに、見直しの内容に応じてパブリック・コメントを実施した上で、最終的に市長決裁を受けて改定します。

5 その他

実行計画の見直しまで至らない、「改革の必要性」及び実行方針の見直しについては、パブリック・コメント等の手続を省略し、行財政調査会の意見を聴取し、最適化推進部会において決定するものとします。